

# 知ってください!

# 児童委員 主任児童委員



民生委員・児童委員のマーク

私たちは、  
子ども・子育て  
応援団です!



## 児童委員、主任児童委員とは

厚生労働省から委嘱される民生委員は、それぞれの担当地区において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める人たちであり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行い、一部の児童委員は児童に関することを専門に担当する“主任児童委員”の指名を受けています。

主任児童委員の「主任」は、職位ではなく、子どもに関する支援を“主に任ずる”という意味があります。

## 児童委員、主任児童委員の重点活動

1

子どもたちの  
見守り支援



2

学校・地域行事  
への参加



3

子どもたちの  
「身近なおとな」  
となり、地域の  
「子育て応援団」  
となる



4

子育て、  
子育てを応援する、  
地域づくりを  
進める



5

課題を抱える  
親子を  
早期に発見し、  
つなぎ、支える



6

児童委員制度、  
主任児童委員制度の  
その活動への  
理解を促進する

登校時の見守り



# 児童委員、主任児童委員の活動



**児童委員、主任児童委員には守秘義務があり、安心してご相談いただくことができます。**



## 守秘義務

児童委員、主任児童委員には、民生委員法第15条により守秘義務が定められています。相談内容や個人情報、プライバシーに関することが他にもれることはありません。なお、守秘義務は児童委員、主任児童委員退任後も引き続き課せられます。

児童委員、主任児童委員は自らもその地域に暮らす一員として、継続した**伴走支援**が出来ます。

困りごとを抱えた子どもや家庭を**長期的視点**で見守ります。

また、行政の介入が難しい場合にも**同じ地域住民として寄り添うこと**をとおして、必要な支援につなげています。

現在、学校と地域の連携・協働をすすめるために、**地域の人々が学校運営に関わることが出来る仕組み**づくりが進められています。地域の実情をよく知る各地の児童委員、主任児童委員は、そこに参画し、活動しています。

地域の実情に応じて、学習支援や子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくり等、**子どもの未来を後押しする取組**が展開されています。児童委員、主任児童委員はそういった取組の担い手であったり、協力者として活動をしています。

児童委員、主任児童委員は関係機関等の信頼関係を形成するため、**関係機関、団体と定期的な情報交換**を行ったり、**研修**を実施したりしています。